

目標の作成日 2024年4月1日

株式会社セフティライフ行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～平成2029年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：2025年12月までに、従業員全員の時間外労働時間を、1人当たり月間10時間未満とする。

<対策>

- 2024年5月～ 所定外労働時間の原因の分析等を行う
- 2024年10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施
- 2025年4月～ 社内システムを利用し、社員への周知を実施
- 2025年10月～ 各部署における問題点の検証及び、研修の実施

目標2：2029年3月までに、出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施をする

<対策>

- 2026年1月～ 過去5年間で出産、子育てのための退職者数の分析
- 2026年10月～ 社内検討委員会にて、出産、子育てで退職した人を再雇用した場合の問題点の検討
- 2027年10月～ 問題点に対する対応策の検討
- 2028年10月～ 出産、子育てにより退職した従業員への再雇用制度の周知、実施

以上